

第2章 学校の教育活動

1 教育活動の計画

(1) 教育課程の実施と評価

学校は、一人一人の児童生徒が自己を発見し、自己に挑戦し、自己を試していくように動機付ける場です。そして、生涯にわたって自ら学ぶ力や、よりよく生きようとする力を育てることが求められています。各学校はこの目的を達成するために教育課程を編成し、それに基づいて指導計画を立て、日々の教育活動を進めていきます。また、目的がどの程度達成されたか学校評価を行い、結果を公表しています。

ア 教育課程とは

教育課程は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画です。

小学校では、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動、中学校では、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動で編成します。高等学校では各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動で編成します。特別支援学校では、小、中、高等学校に準じますが、自立活動を加えて、それぞれ教育課程を編成します。

イ 教育課程の編成

教育課程編成の基準として学習指導要領が定められています。学習指導要領は、各学校、学年の段階において編成されるべき教育課程の基準を示しています。教育課程は校長が、教育基本法、学校教育法等の法令及び学習指導要領に示す「目標」や「内容」の基準等に従い、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指して編成します。

編成に際しては、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階や特性等、高等学校では課程や学科の特色等も十分考慮し、また次のような点に留意することが大切です。

- (ア) 児童生徒に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努める。
- (イ) 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、豊かな体験を充実させる。また、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図りながら、指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにする。
- (ウ) 学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育（保健体育）科の時間はもとより、家庭（技術・家庭）科、特別活動等においてもそれぞれの特質に応じて適切に行うように努める。また、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるようにする。

ウ 学習指導要領

現行の学習指導要領は、小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から全面実施されました。また、高等学校では平成25年度入学生から学年進行（一部先行実施）で実施され、特別支援学校では、小・中・高等学校に準じて実施されています。

現行の学習指導要領では、中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成20年1月）を踏まえ、改訂の方針を次のように定めており、教育課程の編成に反映する必要があります。

- (ア) 教育基本法改正等で明確になった教育理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。
- (イ) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。
- (ウ) 道徳教育や体育等の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(2) 指導計画

教育課程を具体化していくのが指導計画です。指導計画は、教科や領域の計画及び年間計画、週時程表（日課表）で、更に細かく具現化されます。

指導計画については、次のような点に配慮しながら学校の創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的なものを作成します。

- ア 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにする。
- イ 各教科（または各科目）及び各学年（または各分野、各領域、各言語）の指導内容については、そのまとめ方や順序及び重点の置き方に適切な工夫を加え、効果的な指導ができるようにする。
- ウ 児童生徒の思考力、判断力、表現力等を育む観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童生徒の言語活動を充実する。
- エ 体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童生徒の興味や関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫する。

週時程表（日課表）については、次の点から検討し、児童生徒の立場に立って柔軟に運用することを基本にします。

- ・充実した学習を進めるための学習活動と休憩時間との調和を図る。
- ・学習活動の内容や方法に応じた弾力的な時間の取り方をする。
- ・業間活動、朝の会・帰りの会（短学活、ショートホーム）等の取り方を工夫する。
- ・教師と児童生徒の触れ合う機会を多くするよう配慮する。

各学校では、行事等の精選を図りながら、標準授業時数の確保に努め、行事等の変更に対応した週時程表（日課表）の弾力的な運用を工夫しています。

(3) 教育活動の評価

各学校では、教育目標や目指す児童生徒像を設定し、その目標達成のために、学習指導、生徒指導、他の諸活動を展開します。そして、具体的な計画を立て(Plan)、実行し(Do)、評価し(Check)、改善を図る(Action)というPDCAサイクルに沿って取り組んでいくことが大切です。また、重点項目ごとに「アクションプラン」を作成したり、自己評価の実施と結果報告、外部（学校関係者）評価の導入による「学校評価」を実施したりして、教育活動のステップアップを図ります。

2 学校の組織と運営

学校は、教育目標を達成するために教育課程を編成し、教育活動を遂行する組織です。この組織を円滑に、かつ、効率的に運営し、校務を効果的に遂行するために、学校は具体的に次のような組織で構成されています。

○部	…	教務部	生徒指導部	進路指導部	保健部	特活部	事務部	等
○教科	…	各教科						
○学年	…	各学年						
○委員会	…	運営(企画)委員会	教育課程研究委員会	生徒指導委員会	等			

これは、一つの例です。校種や学校規模等の違いによって組織の構成は異なるので、「学校要覧」や「教育計画」または「学校管理指導計画」等を参考にして、学校の組織全体を理解することが大切です。

(1) 教職員

学校の職員には、教職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、事務職員）の他に、図書館等を担当する職員、学校施設の補修営繕等に従事する職員、給食の調理に従事する職員等があります。このように、学校は様々な立場の人たちから構成されているので、互いの立場を尊重し、助け合って校務を遂行していく必要があります。

(2) 校務

校務とは、教育目標達成のために学校が行うべき仕事全体のことです。校種に関わらず共通する校務の主なものは、次のようなものです。

ア	教育計画の編成と管理	……………	教育目標、教育課程、指導計画等
イ	教育組織の編成と運営	……………	学年・学級運営、教科の組織等
ウ	校務分掌と学校事務の運営、処理	…	校務の分担、事務処理等
エ	運営組織と管理	……………	職員会議、各種委員会の運営組織等
オ	研修・研究の推進	……………	研修の活性化、研修内容、研修体制等
カ	学校予算と施設設備の管理運営	……	出納の処理、施設・設備台帳の整備等
キ	渉外・協力連携活動の推進	……………	P T A、同窓会、地域社会等との連携
ク	学校評価の実施	……………	重点目標の作成、評価結果の公表等

(3) 校務分掌

校務分掌とは、組織体として学校のなすべき仕事をその構成員である全ての教職員が分担して処理することをいいます。分掌組織をできるだけ合理的なものにし、全教職員が分掌業務の効率化に努め、教育目標達成に向けて協力することが大切です。

校務分掌を遂行するに当たっては、特に次のような点に注意します。

- ア 分担する校務について、その内容と組織全体における各自の位置と役割を知る。
- イ 分担した校務の企画・立案や運営面で創意工夫し、改善に努める。
- ウ 教職員相互の共通理解と連携・協力を進め、的確な連絡や報告を欠かさないように努める。

(4) 諸会議

ア 職員会議

適切に校務を運営するために協議したり、学校運営について全教職員の共通理解を図ったりする大切な会議です。校長の最終的な意思決定を助け、学校が有機的に運営されるように一人一人の教職員が考えを述べ、アイデアを出し合うなど、積極的な参加が求められます。

職員会議に臨むに当たっての心構えは、次のとおりです。

- (ア) 学校の教育目標や運営の基本方針を十分に理解し、その具現化に向けて考える。
- (イ) 学級・学年等の立場に固執することなく、学校全体の視野に立って考える。
- (ウ) 常に児童生徒の実態を踏まえて検討する。

イ 各種委員会等

- (ア) 学校には、職員会議のほか、運営(企画)委員会をはじめ、校務分掌部会等の諸会議が設けられ、有機的、かつ、効率的な教育活動が行われるようにしています。

例えば、運営(企画)委員会は、①学校運営全般に関する企画、②校内組織間の意見の調整と連絡、③職員会議に提出する原案の調整、④緊急を要する場合の対応等について協議します。このほかに、学校保健委員会、防災委員会等があります。

また、課題別にプロジェクトチームを編成し、緊急事態や課題に弾力的に対応していくことがあります。

- (イ) 学年部会は、学年所属教員が協力して、学年運営、学級運営をより効果的に進めるための組織です。学年目標を達成するためには、学級のもつ独自性を保ちながら互いに意思の疎通を図り、共通理解に努めることが大切です。
- (ウ) 教科部会は、同一教科担当教員の部会であり、教科の指導計画、連絡調整、教科の内容及び指導法、あるいは評価の研究を行い、教科指導の充実を図ります。

(5) 文書管理

学校内の文書の管理には、細心の注意が必要です。児童生徒が入学すると同時に、一人一人についての情報が記載されている文書を取り扱うこととなります。児童生徒及び保護者の個人情報、条例上保護されており、次のような点に留意して個人情報及び文書の管理を行う必要があります。(県及び各市町村の個人情報保護条例を参照)

ア 個人情報の取扱い

- (ア) 取得、保有の制限

個人情報を取得又は保有する際には、利用目的を特定し、その利用目的の範囲内としなければならない。

- (イ) 適正な管理

個人情報が漏れたり滅失したりしないよう、必要な措置を講じなければならない。
電子データの扱いについても、適切かつ細心の管理に努めなければならない。

- (ウ) 利用提供の制限

原則としてあらかじめ特定した利用目的以外に個人情報を利用、提供してはならない。

イ 秘密保持

職務上知り得た個人情報や秘密は、他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない。これは、退職後も同じである。